

議案第40号

羽曳野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成26年6月2日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

## 提 案 理 由

水道使用者の負担軽減を図るために、水道料金の引き下げを行うとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市水道事業給水条例(昭和38年羽曳野市条例第231号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項の表を次のように改める。

種 別	用 途	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)									
		使用 水量	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金
計 量 制	一 般 用	8立方 メー トル 以下	635円	9立 方メ ー トル 以 上10 立方 メー トル 以下	130 円	11立 方メ ー トル 以 上20 立方 メー トル 以下	160 円	21立 方メ ー トル 以 上40 立方 メー トル 以下	200 円	41立 方メ ー トル 以 上10 0立 方メ ー トル 以下	260 円	101 立方 メー トル 以上	310 円
	湯 屋 用	200立 方メ ー トル 以 下	10,000 円	201 立方 メー トル 以 上	60 円								
	臨 時	1立方 メー トル	400 円										

	用	ト	ル		
		に	つ		
		き			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 25 条第 1 項の規定は、平成 26 年 10 月分の料金から適用し、同月前の料金については、なお従前の例による。

羽曳野市水道事業給水条例 新旧対照表

新

(料金)

第25条 料金は、1月について、次の表に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額を加えて得た額(1円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額)とする。

種別	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)											
	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金
計量制	一般用	8立方メートル以下	635円	130円	11立方メートル以上20立方メートル以下	160円	21立方メートル以上40立方メートル以下	200円	41立方メートル以上100立方メートル以下	200円	101立方メートル以上	260円	310円	
	湯屋用	200立方メートル以下	10,000円	201立方メートル以上	60円									
	臨時用	1立方メートルにつき	400円											

2 省略  
以下省略

旧

(料金)

第25条 料金は、1月について、次の表に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額を加えて得た額(1円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額)とする。

種別	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)											
	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金
計量制	一般用	8立方メートル	735円	9~10立方メートル	130円	11~20立方メートル	160円	21~40立方メートル	200円	41~100立方メートル	200円	101立方メートル以上	260円	310円
	湯屋用	200立方メートル	10,000円	201立方メートル以上	60円									
	臨時用	1立方メートルにつき	400円											

2 省略  
以下省略